

(別添)「介護技術講習実施要領について」の一部改正

改正後	現行
<p style="text-align: right;">平成 27 年 3 月 31 日 社 援 発 0331 第 48 号</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">介護技術講習実施要領について</p> <p>今般、下記のとおり、介護技術講習実施要領（以下「実施要領」という。）を定めたので、御了知の上、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。</p> <p>また、都道府県知事におかれては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき、介護技術講習の届出を受理したとき、変更届出を受理したとき又は報告を受けたとき（実施要領 1、4 及び 5 参照）は、厚生労働大臣に別途マニュアルで定める方式で報告すること。</p> <p>なお、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正について」（社援発第 722004 号各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知並びに社援発第 1019004 号各地方厚生局長、財団法人社会福祉振興・試験センター理事長、各介護福祉士養成施設等の設置者及び社団法人日本介護福祉士会長あて厚生労働省社会・援護局長通知）については、廃止する。</p> <p>また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的助言である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">介 護 技 術 講 習 実 施 要 領</p> <p>1 介護技術講習の実施の届出に関する事項 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第</p>	<p style="text-align: right;">平成 27 年 3 月 31 日 社 援 発 0331 第 48 号</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">介護技術講習実施要領について</p> <p>今般、下記のとおり、介護技術講習実施要領（以下「実施要領」という。）を定めたので、御了知の上、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。</p> <p>また、都道府県知事におかれては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき、介護技術講習の届出を受理したとき、変更届出を受理したとき又は報告を受けたとき（実施要領 1、4 及び 5 参照）は、厚生労働大臣に別途マニュアルで定める方式で報告すること。</p> <p>なお、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正について」（社援発第 722004 号各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知並びに社援発第 1019004 号各地方厚生局長、財団法人社会福祉振興・試験センター理事長、各介護福祉士養成施設等の設置者及び社団法人日本介護福祉士会長あて厚生労働省社会・援護局長通知）については、廃止する。</p> <p>また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的助言である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">介 護 技 術 講 習 実 施 要 領</p> <p>1 介護技術講習の実施の届出に関する事項 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項 1</p>

1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校（以下「介護福祉士学校」という。）の設置者であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第4項の規定に基づく講習（以下「介護技術講習」という。）を実施する者は、介護技術講習を実施する年度の前年度の1月末までに、様式1による介護技術講習実施届出書を地方厚生（支）局長（以下「地方厚生局長」という。）に提出すること。

また、法第40条第2項第1号から第3号までに規定する都道府県知事が指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）の設置者であって、介護技術講習を実施する者は、介護技術講習を実施する年度の前年度の1月末までに様式1による介護技術講習実施届出書を都道府県知事に提出すること。

## 2 介護技術講習に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 介護技術講習に係る講師の種別は、主任指導者及び指導者とする。

① (略)

② 主任指導者には、次のアからウまでの要件のいずれかを満たす者であって、主任指導者の養成を目的とする(2)の講習（以下「主任指導者養成講習」という。）を修了した者を充てること。

ア 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号）別表第4に定める教育内容（領域「人間と社会」の教育内容を除く。）を5年以上教授（指導）した経験を有する者

イ・ウ (略)

③ (略)

(4)～(10) (略)

3 (略)

## 4 変更届に関する事項

(1) 実施者は、上記1の介護技術講習実施届出書の内容を変更しようとするときは、その変更しようとする内容に講習の実施場所、期日及び日程並びに受講定員に係るものが含まれる場合は、変更後の内容に係る最初の講習を実施する2か月前までに、その他の場合は、速やかに、様式3による介護技術講習実施届出書変更届出書を、介護福祉士学校の設置者は地方厚生局長、介護福祉士養成施設の設置者は都道府県知事に提出すること。

ただし、様式1による介護技術講習実施届出書において届け出た、各講習毎の講師一覧（様式1-4）に記載されている講師各の範囲内で、講師の種別の変更及び代替講師であるか否かの変更を行おうとする場合は、当該変更後においても講習の実施に必要な講師の数が確保される場合に限り、当該変更の届出を行う必要はないこと。

(2) (略)

号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校（以下「介護福祉士学校」という。）の設置者であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第4項の規定に基づく講習（以下「介護技術講習」という。）を実施する者は、介護技術講習を実施する年度の前年度の1月末までに、様式1による介護技術講習実施届出書を、地方厚生（支）局長（以下、「地方厚生局長」という。）を経由して厚生労働大臣に提出すること。

また、法第40条第2項第1号から第3号までに規定する都道府県知事が指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）の設置者であって、介護技術講習を実施する者は、介護技術講習を実施する年度の前年度の1月末までに様式1による介護技術講習実施届出書を都道府県知事に提出すること。

## 2 介護技術講習に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 介護技術講習に係る講師の種別は、主任指導者及び指導者とする。

① (略)

② 主任指導者には、次のアからウまでの要件のいずれかを満たす者であって、主任指導者の養成を目的とする(2)の講習（以下「主任指導者養成講習」という。）を修了した者を充てること。

ア 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める専門科目を5年以上教授（指導）した経験を有する者

イ・ウ (略)

③ (略)

(4)～(10) (略)

3 (略)

## 4 変更届に関する事項

(1) 実施者は、上記1の介護技術講習実施届出書の内容を変更しようとするときは、その変更しようとする内容に講習の実施場所、期日及び日程並びに受講定員に係るものが含まれる場合は、変更後の内容に係る最初の講習を実施する2か月前までに、その他の場合は、速やかに、様式3による介護技術講習実施届出書変更届出書を、介護福祉士学校の設置者は地方厚生局長を経由して厚生労働大臣、介護福祉士養成施設の設置者は都道府県知事に提出すること。

ただし、様式1による介護技術講習実施届出書において届け出た、各講習毎の講師一覧（様式1-4）に記載されている講師各の範囲内で、講師の種別の変更及び代替講師であるか否かの変更を行おうとする場合は、当該変更後においても講習の実施に必要な講師の数が確保される場合に限り、当該変更の届出を行う必要はないこと。

(2) (略)

5 報告に関する事項

実施者は、各講習終了後1月以内に、様式4による介護技術講習実施報告書を、介護福祉士学校の設置者は地方厚生局長、介護福祉士養成施設の設置者は都道府県知事に提出すること。

6～10 (略)

別表第1

項目	内容	時間数
(1)介護過程の展開	①介護における目標等の講義 ②事例に基づく介護過程に関する講義及び演習	6
(2)コミュニケーション技術	コミュニケーションの技術に関する講義及び演習	2.5
(3)移動の介助等	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
(4)排泄の介助	排泄の介助に関する講義及び演習	4
(5)衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
(6)食事の介助	食事の介助に関する講義及び演習	3
(7)入浴の介助等	①入浴の介助に関する講義及び演習 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習	4
(8)総合評価	(1)から(7)までの講習内容の修得に係る評価	3.5
合 計		32

別表第2

項目	内容	時間数
(1)介護過程の展開	①介護における目標等の講義の内容及び実施方法 ②事例に基づく介護過程に関する講義及び演習の内容及び実施方法	3
(2)コミュニケーション技術	コミュニケーションの技術に関する講義及び演習の内容及び実施方法	1
(3)移動の介助等	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習の内容及び演習の実施方法 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法	2
(4)排泄の介助	排泄の介助に関する講義及び演習の内容及び実施方法	1.5

5 報告に関する事項

実施者は、各講習終了後1月以内に、様式4による介護技術講習実施報告書を、介護福祉士学校の設置者は地方厚生局長を経由して厚生労働大臣、介護福祉士養成施設の設置者は都道府県知事に提出すること。

6～10 (略)

別表第1

項目	内容	時間数
(1)介護課程の展開	①介護における目標等の講義 ②事例に基づく介護課程に関する講義及び演習	6
(2)コミュニケーション技術	コミュニケーションの技術に関する講義及び演習	2.5
(3)移動の介助等	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
(4)排泄の介助	排泄の介助に関する講義及び演習	4
(5)衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
(6)食事の介助	食事の介助に関する講義及び演習	3
(7)入浴の介助等	①入浴の介助に関する講義及び演習 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習	4
(8)総合評価	(1)から(7)までの講習内容の修得に係る評価	3.5
合 計		32

別表第2

項目	内容	時間数
(1)介護課程の展開	①介護における目標等の講義の内容及び実施方法 ②事例に基づく介護課程に関する講義及び演習の内容及び実施方法	3
(2)コミュニケーション技術	コミュニケーションの技術に関する講義及び演習の内容及び実施方法	1
(3)移動の介助等	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習の内容及び演習の実施方法 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法	2
(4)排泄の介助	排泄の介助に関する講義及び演習の内容及び実施方法	1.5

(5)衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助に関する講義及び演習の内容及び実施方法	1.5
(6)食事の介助	食事の介助の関する講義及び演習の内容及び実施方法	1.5
(7)入浴の介助等	①入浴の介助に関する講義及び演習の内容及び実施方法 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習の内容及び実施方法	1.5
(8)総合評価	総合評価の実施方法	2
合 計		14

(様式1) (略)

(様式1-2)

講習課程及び時間数

項目	内容
介護過程の展開 (時間)	
コミュニケーション技術(時間)	
移動の介助等 (時間)	
排泄の介助 (時間)	
衣服の着脱の介助 (時間)	
食事の介助 (時間)	
入浴の介助等 (時間)	
総合評価 (時間)	
合 計	時間

(以下 略)

(5)衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助に関する講義及び演習の内容及び実施方法	1.5
(6)食事の介助	食事の介助の関する講義及び演習の内容及び実施方法	1.5
(7)入浴の介助等	①入浴の介助に関する講義及び演習の内容及び実施方法 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習の内容及び実施方法	1.5
(8)総合評価	総合評価の実施方法	2
合 計		14

(様式1) (略)

(様式1-2)

講習課程及び時間数

項目	内容
介護課程の展開 (時間)	
コミュニケーション技術(時間)	
移動の介助等 (時間)	
排泄の介助 (時間)	
衣服の着脱の介助 (時間)	
食事の介助 (時間)	
入浴の介助等 (時間)	
総合評価 (時間)	
合 計	時間

(以下 略)